

井原市放課後児童クラブ運営業務に係る審査要領

1 目的

この要領は、井原市放課後児童クラブ運営業務に係る受託候補者及び次点者の選定を実施するために必要な審査に関する事項を定めるものである。

2 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号を全て満たす事業者を対象とする。

- (1) 「井原市放課後児童クラブ運営業務委託に係る公募型プロポーザル実施要項」（以下「実施要項」という。）「6 参加資格」に規定する資格要件を全て満たす者
- (2) 実施要項及び「井原市放課後児童クラブ運営業務委託に係る企画提案書作成要領」に基づき適正に書類を作成し、実施要項に規定する期限内に必要な書類を全て提出した者

3 審査の実施

参加者から提出された企画提案書に基づき、次のとおり審査委員会を開催する。

- (1) 開催日時 令和8年11月中旬
- (2) 開催場所 井原市役所 会議室
- (3) 審査形式 プレゼンテーション及びヒアリング
1者当たり20分以内とし、その後10分程度の質疑応答時間を設ける。
- (4) その他 参加者には令和8年10月16日（金）17時までに、日時及び会場を通知する。

4 評価項目及び配点

- (1) 内容評価（配点90点）

別添「評価項目及び評価内容」に基づき評価を行う。

- (2) 価格評価（配点10点）

価格の評価は、次に示す方法により行う。

価格点数＝{1－（見積提示金額－最低見積提示金額）／提案見積上限額}×配点

※端数がある場合は、小数点以下第3位を四捨五入する。

5 審査の方法

- (1) 審査委員会は、事業者から提出された企画提案書について審査し、事業者は企画提案書のプレゼンテーション及び質疑応答を行うものとする。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーション及び質疑応答の終了後、別添「評価項目及び評価内容」に基づいて審査を行う。
- (3) 各審査員が評価項目に対して、評価内容ごとに5段階評価とし、全ての審査項目の合計を得点とし、合計100点満点とする。

（A：特に優れている B：優れている C：普通 D：やや劣る E：劣る）

全ての事業者の審査終了後、各審査委員の評価に基づき順位を決定し、その順位を集計して、受託候補者及び次点者を選定する。順位の集計結果が同点の場合は、1位とした審査委員の数が多い事業者を上位とする。なお、これによっても同順位となる場合は、当該事業者について審査委員の協議により順位を決定する。

6 最低評価基準

放課後児童健全育成事業を実施する事業者として必要な業務遂行能力及びサービス水準を確保するため、最低評価基準を設ける。

- (1) 最低評価基準は、各審査委員の内容評価の得点が、内容評価の満点の5割以上であることとする。
- (2) 審査委員の半数以上が最低評価基準を下回る企画提案事業者については、受託候補者及び次点者の選定対象としない。

<別添>

【評価項目及び評価内容】

評価項目	評価内容	配点
基本理念等	① 事業に対する考え方・業務理解 ② 経営状況の健全性 ③ 事業実績	20点
事業運営	④ 育成支援 ⑤ 配慮が必要な児童への支援 ⑥ 保護者、学校、地域、行政等との連携 ⑦ 安全管理 ⑧ 放課後児童支援員等の雇用・研修 ⑨ 業務管理体制 ⑩ 事業規模	70点
事業費	⑪ 価格評価	10点
総合計		100点